

令和4年3月18日

保護者の皆様

京都市立塔南高等学校
校長 小野 恭裕

まん延防止等重点措置解除を踏まえた教育活動等について（お知らせとお願い）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、京都府に適用されていた「まん延防止等重点措置」が解除されることになりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、引き続き、感染拡大防止策を徹底する必要がございます。

つきましては、令和4年3月22日（火）以降、令和4年度始業日の前日までの教育活動等について、下記の通りといたします。各家庭におかれましても、お子様をはじめ、ご家族の体調・健康管理の徹底、保健衛生意識の向上と実践に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 春休み中の登下校、学校での学習について

- (1) 登校前に必ず健康観察を行い、その結果を「健康観察票」等に記録してから登校するよう、ご指導ください。
- (2) 校内で学習する際は、感染症対策を徹底し、静かに自学自習を行うよう指導いたします。特に昼食をとる場合は黙食を厳守するよう指導いたします。
- (3) 下校の際は、会食や買い物等の寄り道をせず、速やかに帰宅するようご指導ください。

2 部活動について

- (1) 現在の「校内限定・2時間以内の活動」の制限を緩和し、感染症対策を徹底したうえで、京都市立高等学校部活動ガイドライン及び本校ガイドラインを踏まえた通常どおりの活動といたします。
- (2) 春休み中は、活動時間は8時30分から17時30分までとし、長くとも4時間程度といたします。また、校内や地域の感染状況等を踏まえ、活動を停止する場合もあります。
- (3) 活動終了後は速やかに帰宅させ、生徒同士で食事しないよう指導いたします。ご家庭でもご指導のほどよろしくお願いします。

3 部活動以外の教育活動について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動（生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動）については、引き続き停止いたします。
- (2) 泊を伴わない校外活動については、公共交通機関を利用する、不特定多数の人と接触する、感染リスクが高いと判断する活動等は、適宜見直しか中止を検討するとともに、すべての校外活動について、現下の感染状況の下でも実施しなければならない必要性を十分に検討したうえで、活動範囲を「京都府内」といたします。
- (3) 泊を伴う校外活動については、府内外を問わず、原則中止といたします。

4 少しでも体調不良を感じたときは、迷わず、登校を控えてください。

発熱、咳、頭痛、倦怠感（だるさ）、味覚・嗅覚の違和感等がみられた場合、また、ご家族に同様の体調不良の症状がみられる場合も、**学校に連絡のうえ感染拡大防止のため必ず登校を控えて自宅で休養させてください。**

5 偏見や差別は許されないことの啓発、心のケアについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導をするとともに、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を行います。
- (2) いじめ等への対応や心のケアが必要な場合は、関係機関等とも連携し、速やかに指導や支援を行うこととします。
- (3) 京都市では下記の子どもに関する電話相談窓口を設置し、本校でもすべてのご家庭にステッカーをお配りしております。お気軽にご相談ください。

○こども相談 24時間ホットライン

電話番号：# **7333** （ダイヤル回線、IP電話の場合には、351-7834におかけください。）
京都市内の高校生までの子ども及び保護者対象の電話相談窓口。24時間365日対応。

○子どもSNS相談@京都2021

中学校、義務教育学校後期課程、高校、総合支援学校（中学部、高等部）に在籍する生徒対象のLINEを活用した相談窓口。

1月4日（火）～1月31日（月）【土日・祝日を含め毎日】 17時～22時

6 地域諸団体等の学校施設利用等について

次の①～④のPTAや地域諸団体等による学校施設の利用等については、感染防止対策を徹底したうえで、春季休業期間開始日以降、原則、通常どおり利用を可能といたします。

- ①京都市立学校体育施設開放事業・京都市立高等学校体育施設開放事業
- ②学校ふれあいサロン事業・学校コミュニティプラザ事業
- ③学校施設を使用した会議（PTA・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等）
- ④PTA・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等が主催する活動

【引き続きお願いしたいこと】

- (1) 引き続き、毎日朝晩、お子様の体温を測定し、発熱や咳などの風邪の症状はないか等、健康観察を行い、その結果を毎月配布しております「健康観察票」に御記入ください。本票は必要に応じて学校に提出していただく場合がありますので、1ヶ月程度は大切に保管してください。
また、保護者の皆様も、お子様と一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただくことをお願いいたします。
- (2) 登校される際は、必ず「健康観察票」を持参させてください（休日の部活動等を含む）。
登校前の健康観察で発熱等の風邪症状がみられた場合は、学校に連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えて自宅で休養させてください。
また、同居のご家族に風邪症状等が見られる場合も、お子様の登校は控えていただくよう、ご協力を

願いいたします。

(3) お子様やご家族に発熱や体がだるい・のどが痛いなどの風邪症状があるときは、**かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所、病院）に、まず電話で相談してください。**

休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「**きょうと新型コロナ医療相談センター**」
（電話 414-5487, 365日24時間受付）に連絡してください。

お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がある場合は、**すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話681-0701）へお知らせください。**

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

(4) **ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校へ連絡してください。**また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

(5) ご家庭においても、次のような感染防止の取組徹底をお願いいたします。

- 日中を含めた不要不急の外出自粛等、各家庭における移動に伴うリスク軽減の取組
- 基本的感染防止対策や黙食等の飲食時の感染防止対策の徹底
- 家庭内での健康観察や室内換気等の徹底、マスク着用や手洗い、食器・タオル等の共用の回避
- 身体的距離の確保
- 友人等とのホームパーティーなど家族や普段一緒にいる人以外との会食の自粛

7 最後に

引き続き、教育活動における感染拡大防止の取組を徹底してまいります。なお、今回の対応について変更や終了になった場合は、別途お知らせいたします。

【感染症対策の徹底】

年度末や年度初めは、卒業や入学、就職など人の動きが活発な時期になります。
本校での取組はもとより、各家庭において感染拡大防止にお取り組みいただくことが大変重要です。引き続き基本的な感染症対策の実践の徹底をお願いいたします。

- 手洗いや咳エチケット、換気の基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- 感染リスクが高まる「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けるようお願いします。
- 身体的距離が十分確保できないときは、適切なマスク着用をお願いします。
(なお、気温が上昇する時期であること等にも十分留意し、熱中症への配慮等、健康に留意した対応をお願いします。)

(京都市HP「京都市情報館」より)

市民の皆様へ

～飲食機会等における感染リスクを低減～

- 「きょうとマナー」を守り、
2時間、同一テーブル4人以下とすること

～基本的な感染防止～

- 正しいマスクの着用、こまめな手洗い
外出先での手指消毒の活用、密の回避（一密にも留意）
- 人と人との距離を1m以上確保し、大声での会話を控えて
- 室内では適切な温度と湿度を保ち、こまめな換気を

-  適切なアクリル板や換気設備のあるお店で!
-  会話の時はマスクを着用!
-  食事前、退店時には手指消毒を!
-  お店では大声で話さないでください!
-  2時間、4人までを目安に!

～リスクを低減する行動を～

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること
- 無症状でも感染に不安を感じる方は、無料検査等の受診を
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控えるとともに、移動先でも基本的な感染防止対策を徹底すること

